

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		利用権の譲渡等の禁止
所 管 部 課 係 名		教育総務部公民館
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市コミュニティセンター条例第 8 条 前条第 1 項の許可を受けたもの(以下「利用権利者」という。)は、その権利を他のものに譲渡し、又は転貸してはならない。
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	
	参 考 事 項	
準	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)